

Weekly Report

第318号
平成27年6月29日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

来月から適用開始となる国外転出時課税

◆非居住者への贈与等にも適用

今年度税制改正において創設された国外転出時課税制度が、7月1日から適用されます。

同制度は、1億円以上の有価証券などの対象資産を所有等している一定の方が7月1日以後に国外転出（国内に住所又は居所を有しないことになること）をする場合に、対象資産の譲渡等があったものとみなして、含み益に所得税を課税する制度です。

また、対象者が国外転出を行う場合だけでなく、国外に居所する親族等（非居住者）に対して対象資産の贈与または相続等が行われた場合にも、その対象資産の含み益に所得税が課税されます。

◆具体的な対象者や対象資産などは

具体的な対象者は、* 国外転出、贈与または相続開始の時に対象資産を1億円以上所有等していること、* 国外転出、贈与または相続開始の前10年以内において、国内に5年を超えて住所又は居所を有していること、に該当する方です。

対象資産については、有価証券、匿名組合契約

の出資の持分、未決済の信用取引・発行日取引・デリバティブ取引が該当し、含み益の有無にかかわらず、全ての対象資産の価額の合計額で1億円以上となるかどうかを判定します。

同制度の適用対象となる場合は、所得税の確定申告等の手続を行う必要があります（相続等の場合は相続人）。また、一定要件の下、納税猶予制度や税額の減額措置を受けることができます。

なお、国外転出等の日から5年以内に帰国した場合に、引き続き所有等している対象資産は、課税の取消しができます。

年間平均で標準報酬月額が決定できる場合

算定基礎届の提出が近づいています（7月10日まで）。標準報酬月額は、毎年4～6月の3ヶ月間の平均報酬額から算出しますが、例えば、4月～6月が繁忙期に当たるため、残業手当等により他の期間と比べて多く支給されている場合があります。

このような場合で、3ヶ月間の平均報酬額と、前年7月～当年6月までの報酬月額の平均との間に、標準報酬月額等級区分で2等級以上の差があれば、年間平均による保険者算定の対象となります（一定の書類の提出が必要）。ただし、業種や職種の特性上、例年季節的な報酬変動の起こることが見込まれている場合が対象です。

★7月のチェックポイント★

- * 7月1日～7日は全国安全週間。今年度のスローガンは「危険見つけてみんなで改善 意識高めて安全職場」です。
- * 納期の特例を受けている企業の源泉所得税（1月～6月分）の納付期限は7月10日（金）です。
- * 健保・厚年の算定基礎届の提出は7月1日～10日（来所日指定の事業所を除く）。労働保険の年度更新の申告・納付期限も7月10日です。
- * 夏場の健康管理に取り組みます。特に、屋外での工事や外回りの社員には熱中症に注意します。